

資源物持ち去りに関連する法令・判例

【関連法令抜粋】

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】第 6 条の 2（市町村の処理等）

市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

【民法】第 239 条第 1 項（無主物の帰属）

所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。

【刑法】第 235 条（窃盗）

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 円以下の罰金に処する。

【刑法】第 254 条（遺失物等横領）

遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

※無主物…所有者のない物。

【刑法】第 130 条（住居侵入等）

正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、3 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

【軽犯罪法】第 1 条第 1 項第 32 号

入ることを禁じた場所又は他人の田畑に正当な理由がなくて入った者は、これを拘留又は科料に処する。

【関連判決】

平成 19 年 12 月 10 日東京高裁判決（世田谷区清掃・リサイクル条例違反事件）

集積所に排出された資源は、区の行政回収制度のシステムに乗せられたものであるから、一般的に、区又は排出者の管理権ないし所有権の下にあるものと解され、その管理権ないし所有権を侵すことは許されないもので、区条例の各規定（持ち去り禁止）は、これを明確にしたものであり、無主物先占の規定とは何ら抵触するものではない。

平成 19 年 12 月 13 日東京高裁判決（世田谷区清掃・リサイクル条例違反事件）

区民が集積日に集積所へ排出した古紙や缶等の資源廃棄物については、区が回収することを前提に集積されるもので、区民が集積所に排出したからといって所有の意思を放棄したものではなく、むしろほとんどの場合は、区によって回収されるまでは区民によって所有・占有されており、区が回収することによってその所有権や占有権が区に移転、承継されるものと考えるのが相当である。したがって、集積所の資源廃棄物は、一般的には無主物ではないというべきである。

もっとも、すべての区民の意思を推し量るのは困難であり、区民の中には、古紙等を集積所に排出した時点で、所有の意思を放棄したとみるのが相当な場合も考えられないわけではない。その場合には、その資源廃棄物は民法上の無主物といわざるを得ないであろう。そして、区が回収することにより区が無主物先占するのであり、区以外の者が区条例に違反して持ち去って占有すれば、先占の方法は違法ではあるものの、やはり無主物先占の規定による私法上の効果は生じるものと解される。

区条例の罰則条項は、区における古紙等のリサイクル事業の適正な運営を図る目的のため、一般廃棄物の集積所に置かれた古紙等を持ち去る行為に刑罰を科し、リサイクル事業運営を阻害する行為の防止を図るものではあるが、資源廃棄物の所有権の得喪自体について影響を与えるものではない。したがって、区条例の罰則条項は民法第 239 条第 1 項の無主物先占と何ら抵触するものではない。

平成 19 年 12 月 18 日東京高裁判決（世田谷区清掃・リサイクル条例違反事件）

民法 239 条第 1 項は、無主物について占有を開始した者が所有権を取得する旨を規定したに過ぎず、無主物につき占有を開始することが常に適法となることまで定めているものではないことは明らかである。

平成 19 年 12 月 26 日東京高裁判決（世田谷区清掃・リサイクル条例違反事件）

民法 239 条第 1 項は、所有の意思をもって所有者のない動産を占有することにより、その所有権を取得するという私法の領域における規定であり、公法上、適法に占有を取得できるのかどうかは、別の問題であり、合理的な行政目的に基づき、無主物を先占する行為に規制を加えることが許されることは言うまでもない。そのことは、無主物である魚介類の採捕や鳥獣の捕獲等が、漁業法や鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等によって、刑罰をもって規制されていることから明らかである。そして、そもそも、区民は、行政回収のために区に引き渡す意図で集積所に古紙等を置き、区側は、程なくこれを必ず回収することになるのであるから、古紙等が集積所に置かれることによって、民法第 239 条第 1 項の無主物の状態が出現するということが、甚だ疑問であり、むしろ、行政回収システムに基づき集積所に置かれた古紙等は、民法の解釈としても、その置かれた時点から区の所有に属することになり、同項の定める所有者のない動産には当たらないと解するのが相当である。

本件罰則規定が、資源ごみの安定的かつ継続的なリサイクルを実現するという合理的な行政目的のために、刑罰をもって、集積所に置かれた古紙等の資源ごみを持ち去って占有を開始する行為を禁止することは、民法第 239 条第 1 項に何ら抵触するものではないといわなければならない。

平成 20 年 1 月 10 日東京高裁判決（世田谷区清掃・リサイクル条例違反事件）

区民が、古紙等の資源を収集日に資源・ごみ集積所に排出するのは、これを再生利用の目的となる有価物のものとして、区の収集、回収によるリサイクル事業に委ねるためであるから、区又はその委託を受けた収集運搬業者が資源・ごみ集積所からこれを収集してその占有下に収めるまでは、一般に、区民は、なお継続してこれを所有占有しているものとみるべきである。したがって、区民が古紙等の資源を資源・ごみ集積所に置いた時点で一般にこれが無主物になるとの理解に立っての弁護人の立論が採用できないことは明らかである（なお、本件各規定は、既に述べた目的のために、資源・ごみ集積所に置かれた古紙等の資源の持ち去り行為を規制しているだけであって、持ち去り行為による古紙等の資源の所有権の帰趨等について何も定めていないのであるから、本件各規定が所有権に関する法秩序に反するなどとはもともとということができない。）。

平成 20 年 5 月 13 日広島高裁（下関市廃棄物処理条例違反事件）

ごみステーションに置かれた一般廃棄物を持ち去ることによって、民法第 239 条第 1 項により、その一般廃棄物が当該持ち去った者の所有に属することになったとしても、そのことと、その持ち去り行為が、本件規定により違法とされることとの間に何ら矛盾はない。

平成 20 年 4 月 15 日最高裁判決（窃盗事件）

被告人らは、これらを入れたごみ袋を不要物として公道上のごみ集積所に排出し、その占有を放棄していたものであって、排出されたごみについては、通常、そのまま収集されて他人にその内容が見られることはないという期待があるとしても、捜査の必要がある場合には、刑訴法 221 条により、これを遺留物として領置することができるというべきである。また、市区町村がその処理のためにこれを収集することが予定されているからといっても、それは廃棄物の適正な処理のためのものであるから、これを遺留物として領置することが妨げられるものではない。